

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 191 号（諮問第 231 号）

件名：裁判に提出された文書の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和元年 7 月 19 日

2 原処分

令和元年 8 月 2 日（不開示（不存在）決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、審査請求人に係る別記の保有個人情報の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和元年 8 月 6 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 12 月 1 日

5 審議会の結論

知事が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、裁判所にマスキング処理が行われて提出された文書に係る当該マスキング処理が行われていない文書のうち、総務局総務部法務文書課（以下「法務文書課」という。）において管理する行政文書に記載された

保有個人情報であると解される。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

実施機関によれば、法務文書課においては、マスキング処理後の文書を担当課から受領して、裁判所や訴訟代理人弁護士に提出するとともに、訴訟の記録として管理しているとのことである。また、どの部分についてマスキング処理を行うべきか検討するため、打合せ等において、マスキング処理を行う前の文書を確認することもあることから、当該文書について探索したが、存在しなかったとのことである。

そこで、当審議会において検討したところ、法務文書課が訴訟に関する事務の総括調整に関する事務のために、マスキング処理を行って裁判所に提出する文書のマスキング処理を行う前のものを訴訟の記録として管理する必要があるとは認められず、実施機関の一連の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

法務文書課に対する開示請求

裁判に提出された文書

(マスキングする処理がされていないもの)